

近親婚・重婚

2015年 9月 30日 瀧川ゼミ

文責 池田 栗田 前沢

I 近親婚

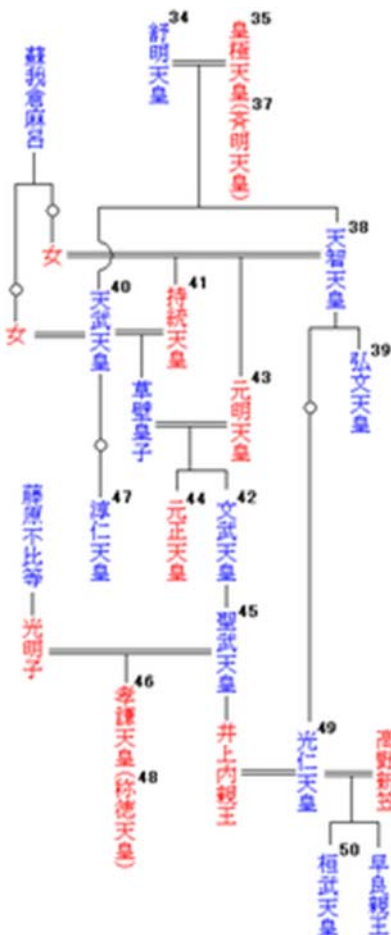
① 近親婚とは…

親等の近い関係にある者同士（たとえば父と娘）の婚姻。社会一般の倫理観念に反し、また優生学的見地からみても好ましくないの、あらゆる国で禁止されている（→インセスタブー）。日本の民法では、直系の血族および姻族間では親等を問わず、傍系の血族間では3親等以内は婚姻をすることができない（734, 735条）。

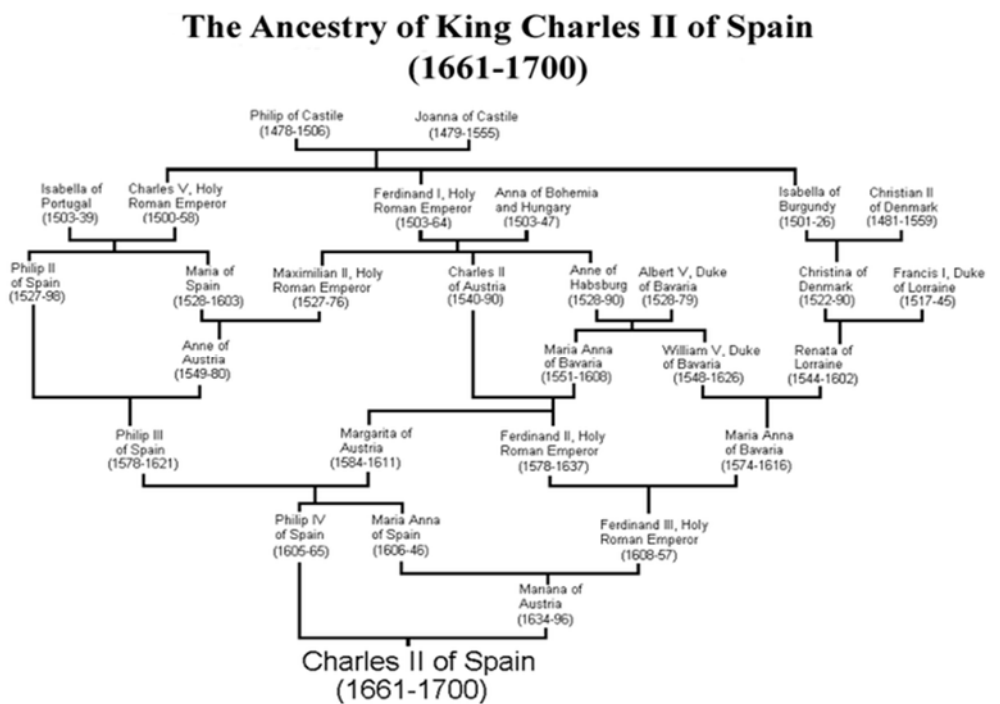
（コトバンクより）

※ちなみに…

ここでの近親婚は暴行、脅迫、性的虐待など無理やり男女の関係になったものではなくお互いが同意の元での場合を想定します。



左 天皇家



右ハプスブルク家

②王族・貴族が近親婚を繰り返した理由

【1】神格化した王の権威を守るため

古代エジプトのように、王は神の子孫であると考えられる王朝の場合、神格化された存在であるファラオが一般庶民と血を交えることはあり得ないことであり、その権威を守るために、結婚相手は自国の王族か他国の王族に限られました。また古代エジプト王家では実の娘や姉妹と結婚することは普通のことだったため、文化的抵抗感がなかったということもあります。

【2】財産の拡散を防ぐため

上流階級においては、これが近親婚を選ぶ最大の理由です。爵位や土地などの財産は結婚によって相続されていくため、一族の外に財産を流失させないために、いとこ同士などの近親婚が好まれました。ハプスブルク家など多くのヨーロッパ貴族や王族はもちろん、20世紀前までの金融財閥ロスチャイルド家など、近現代においてもこの理由で同族間から結婚相手を選ぶ名門一族は多いです。

【3】一族の血の純潔を守るため

名家において財産の拡散を防ぐという理由と同じくらい重視されるのが、「一族の純潔を守る」という理由です。上流階級の人々は基本的に同じ階級の人しか結婚対象としませんが、上流階級の人数自体が少ない訳ですから、当然対象者は限られてきてしまいます。一族の結束を強めることは、一族の財産を守り維持していくことにも直結するため、財産の流出を防ぐという意味でも、この動機は重要だと言えます。

現代では近親婚は禁じられている国が多いですが、一部の国では現在でも上記の理由から近親婚を選ぶ一族も存在します。また近親婚ではなくても、日本でも元華族の家系、旧財閥の家系など、いわゆる名家では、現代でも同ランクの人と婚姻関係にある例が多いことは事実です。

上流階級・富裕層にとって、同ランクの人と結婚することは、互いの一族の地位と財産を守り、受け継いでいくための重要な手段。それは古代エジプト時代や中世ヨーロッパから変わらない、上流階級の権力維持のための知恵であり、血の繋がりがこそが、彼らの富の基盤となってきたのです

③日本の法制度

民法

第 734 条

1. 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。

ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

⇒例えばサザエさんにおいてマスオさんが波平さんの養子になったとしてもサザエさんとの婚姻は成立するということ。

2. 第 817 条の 9 の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

第 735 条

直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第 728 条又は第 817 条の 9 の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

憲法

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

※日本の近親婚規定の歴史

日本の律令では八虐で、近親相姦の禁止は謳われていない。京都朝廷の格式としては 927 年に完成された延喜式で述べられている規定で国つ罪として母及び子との近親相姦が禁止された。

江戸幕府の規定においては、1742 年の「公事方御定書」では養母、養娘、姑と密通した場合は両者ともにさらし首、姉妹、叔母、姪の場合は両者ともに遠国送りにした上で非人扱いとすると定めた(母子・父子は論外であった模様)。なお、規定上は兄弟姉妹間の密通は非人手下であって死刑ではなかったが、19 世紀初頭の記録として、仙台城下で許嫁がいる衣服商の娘が兄と通じたとして兄妹もろとも磔で処刑されたという事例も存在している。

近代日本でも 1873 年 6 月 13 日に制定された改定律例においては親族相姦の規定があったが、1881 年をもって廃止された。

⇒現在の日本では、成人の近親者同士の合意に基づく性的関係についての刑罰規定は存在しない。

④海外の法制度

⇒かつては、王族による近親婚は盛んに行われていた。遺伝子的障害をもたらすことが判明してからタブー視されるようになったのだろうか。

○法制度

近親婚・近親相姦の取り締まり方として、大きく2つのタイプに類型化することができる。①のタイプとして近親間同士の婚姻はもちろん、近親間の性行為も禁止であるとし、近親相姦罪を設けている国。この場合もし、近親相姦による子を出産すれば刑罰の対象となる。②のタイプでは、近親間の婚姻は民法上認められていないが、近親相姦に対する刑罰は規定しておらず、このような場合だと、事実婚状態で子を出産することも事実上可能とされる。主な国をこの2つのタイプに分類すると以下のようなになる…

→①

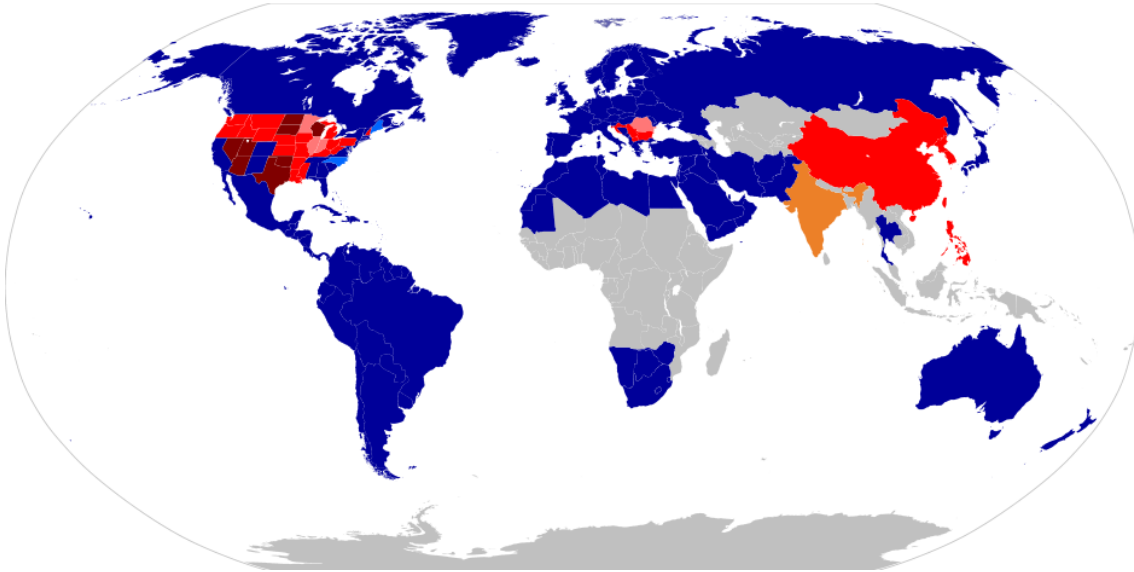
ドイツ、アメリカ、オーストラリア、スウェーデン、イギリス

→②

日本、フランス、ロシア、中華人民共和国、アメリカ(ミシガン州、ニュージャージー州)

このように、世界全体として、近親婚をタブー視する流れはあるものの、実際にそれに対し刑罰を設けて禁止しようとする国と制度上は認めていないが、成人間の合意のうえでなら個人意思に委ねている国とに分かれている。近親相姦罪を設けるか否かという議論は現在も盛んになされているが、設けるべきではないという側からは、成人の近親者間が合意の上で行っている性行為を犯罪として罰することは、被害者なき犯罪であり、身体的もしくは、心理的な強要を伴わない場合においては、むしろ道徳的理由でのみ刑罰規定が存在するべきではないとの指摘がある。

また、どこまでが近親とされるのかという線引きも国によってさまざまであり、日本を含め、「いとこ同士の婚姻は認める」という国は比較的多く見られた。



- 結婚が可能としている地域
- 宗教や文化に依存して許可している地域
- 地域社会に認められた上であれば可能としている地域
- 特別な場合を除いていことこの結婚を禁止している地域
- 刑罰を設けてはいないが法律上は禁止している地域
- 性関係が場合によっては性犯罪となりうるとしている地域
- データなし

(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%81%84%E3%81%A8%E3%81%93%E5%A9%9A#/media/File:CousinMarriageWorld.svg> より)

⑤なぜ近親婚が禁止されるのか

・生物学的要因

近親交配の特徴は、両親の血縁が近いこと、その両者が共通の劣性遺伝子を持っている可能性が高くなる。遺伝子の中には生存に無関係のものが多いが、有利さをもたらすものや不利さをもたらすものもある。それらはそれぞれ優性の場合もあれば劣性の場合もある。ここでの優性とは優れた遺伝子という意味ではなく通常先順位で子どもに現れる遺伝子ということ。

集団内で見れば、生存に不利な遺伝子のうち、優性のは高い頻度で発現する。そのような遺伝子を受け継いだ個体は生存と繁殖上不利であるから自然選択によって取り除かれる。一方劣性の不利な遺伝子は、その発現のしにくさゆえに取り除かれにくい。そのため、現生生物のほとんどの種では生存上不利な遺伝子は、突然変異を除けば、おおむね劣性遺伝子として伝えられている。またそのような遺伝子を持つ系統は、持たない系統に比べて繁殖上やや不利であるため(子孫にはある程度の割合で発現する者が現れるので)、集団全体から見れば劣性の不利な遺伝子の割合も少数派になるのが普通である。

個体について言えば、一般的な交配(血縁関係の遠い個体との交配)ではそのような少数派の劣性遺伝子を両親とも偶然に持っていることは少ない。親の一方から少数派の遺伝子を受け継いでも、もう一方からそれを打ち消すような優性の遺伝子を受け継ぐ可能性があり、結果としてその形質が子供に現れる可能性は低まる。しかし近親交配の場合には、両親が同じ劣性遺伝子を持つ可能性が高いため、その劣性遺伝子が子に伝わって発現する可能性が高まる。端的に言えば先天性の病気や障害が起きやすくなる。

先天性の病気や障害の例

・言語障害、内臓疾患、骨格異常、奇形腫、血友病など

⇒ハプスブルク家最後のカルロス 2 世は、身体も知能も未発達で、しゃべることもままならなかった。また、性的な能力もなく、ついに断絶した。

※しかし近親婚で絶対に劣性形質が発現するということとはできない。医学が進歩したら劣性遺伝子の発現を防ぐことができるかもしれない。

・社会的要因

「婚姻」を内輪に止めずに広く様々なグループと縁を結ぶことによって、集団間の提携協調関係を強化し、他方では一定の地位・階層に就く人々の多様性を確保し、新たな発展可能性を生み出そうという目的によるものと解するならば近親婚の禁止は族外婚の推奨と見て取ることもできる。

・文化人類学者レヴィ=ストロースの主張

結婚には自らの一族の女性を他の一族に贈与するという目的があり、それは何らかの意味で常に「交換」に他ならないと規定し、それらを二者の間で資源の直接交換を伴う交換である「限定交換」と、二者の間で直接の資源のやり取りを含まない交換である「一般交換」に分類し、その規則性とメカニズムを解明した点である。この説では、原始的な社会では経済も理由も親戚関係で組織されるために婚姻規則は原始的な社会では複雑に入り組むのであり、逆に生産と経済が進んだ世界では公的分野での親戚関係の重要性が低くなるため親戚関係の重要性がどんどん低くなると説明することもできる。

・心理学的理論

心理学的な理論では家族内のあらゆる性的表現を規制するルールとしてインセスト・タブーを捉える考え方。この考えは性にまつわるあらゆる対立や闘争をなくすため、子供の社会化を促すため、核家族の解体と新しい家族を製造するためにタブーが存在すると考える。また、近親婚を拒絶するのは人間としての本能であるので仕方ないという意見もある。

⑥ドイツ、実の妹を愛した男性による近親相姦合法化の訴え実らず

2008年03月15日 03:23 発信地：カールスルーエ/ドイツ

【3月15日 AFP】ドイツ南西部カールスルーエ（Karlsruhe）の連邦憲法裁判所は13日、知的障害のある実の妹と家庭を築いたドイツ人男性の弁護団による、近親相姦を禁じる法律の破棄を求める訴えを却下した。

訴えていたのはパトリック・ステュービング（Patrick Stuebing）さんの弁護団。ステュービングさんは2000年、別々に暮らしていた妹のスーザン・カロリュースキ（Susan Karolewski）さんと出会い、それ以来関係を続け、カロリュースキさんはステュービングさんの子どもを4人出産している。

ドイツの法律で近親相姦は2年以下の禁固刑と定められていることから、ステュービングさんはすでに2年間の服役刑を終えている。

ステュービングさんの主張「兄妹であっても家庭を持つ権利はある」

ステュービングさんの弁護団は、2人が合意の下行った性的関係を違法とする現在の法律は破棄されるべきだとして、ドイツ東部ザクセン（Saxony）州裁判所に訴えた。今回の訴えは実に3回目となる。

しかし裁判所は、近親相姦を禁じる法律は、「家族関係における弱者保護と近親交配を避ける目的で設けられた正当な法律」と判断し、弁護団の訴えを退けた。

※弁護士は被害者が存在するわけではないと主張し、子供の遺伝的リスクに関しても、障害を持つ親や40歳を超えて高齢出産をする女性などが犯罪者扱いされないのにもかかわらず、近親者間で子供をもうける親を犯罪者扱いするのは差別だと主張し、妹は取材に対して「私は家族と一緒に暮らすことと、政府と裁判所が放っておいてくれることを望んでいるだけ」と語った。

ステュービングさんは1976年、旧東ドイツのライプチヒ（Leipzig）で生まれたが、家族は崩壊状態だったという。父親がアルコール中毒で暴力を振るったため、ステュービングさんは3歳のときに児童養護施設に引き取られ、後に他の家族の養子となった。

その後、24歳だった2000年にライプチヒの母親を訪ね、8歳年下の妹、カロリュースキさんと出会った。2人の交際は1年後に妹がステュービングさんの子どもを出産するまでは極秘だった。カロリュースキさんはステュービングさんの子どもを4人出産しているが、うち2人は障害があるという。

失業中のステュービングさんは、現在も妹と別れることを拒否しており、現在も係争中の4人目の子どもが生まれた際の裁判で有罪となれば、再び2年間の服役刑に処せられる恐れがある。

裁判によってステュービングさんと妹はドイツで知らない人はいない有名人となった。似通った面立ちの2人の写真が雑誌を飾り、新聞は2人が互いへの熱い思いを語るインタビューを掲載するなどして、ドイツ国民の同情を集めている。

シュピーゲル (Spiegel) 誌が掲載したステュービングさんのインタビューによれば、当初プラトニックだった2人の関係は、2000年12月に母親が死去したことから変化したという。それまでに2人は兄弟3人を失っており、2人だけが残されたとの思いから愛情が深まっていった。

南西部フライブルク (Freiburg) のマックスプランク研究所 (Max Planck Institute) の調べでは、ドイツ国民の2-4%が近親相姦の経験があるとみられるが、多くの場合は親による子どもへの性的虐待だという。

欧州諸国における近親相姦の扱いは様々だ。

フランスでは、近親相姦は犯罪とはみなされないが、子どもたちを家族の虐待から保護するための法律が設けられている。

スペイン、ポルトガルでは、双方の合意があれば成人した兄弟姉妹間の性行為は処罰の対象とはならない。しかし、英国、デンマーク、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド、スウェーデンでは違法とみなされる。(c)AFP

この事件を受けて、2015年7月8日ドイツの倫理委員会が血のつながった兄妹・姉弟の結婚の合法化に賛成することを発表。「刑罰に値するものではない」ということで、刑法の条文の削除へ動き出した。

倫理委員会の今回の声明には、委員の投票結果が反映されている。兄妹婚を禁ずる現行法に反対した委員は14人、賛成は9人、棄権が2人と伝えられている。

声明文の中には次のような1文がある。

「欧米で報告されている兄弟姉妹間の近親相姦の例は少ない。しかし、その当事者たちは、刑罰があることで非常に苦しい状況に追いやられている。彼らの基本的人権は保障されておらず、彼らは兄弟姉妹間の男女の愛情を否定せざるを得なくなっている」

- 出典元：German Ethics Committee Hopes To Legalize Incest, Claims It Is A ‘Fundamental Right’
Read more at ht - Inquisitr(7.9)
- 出典元：Sibling incest should be legalised - German ethics - One News(7.9)

II 重婚

①重婚とは…

「既に配偶者のある者が他の者と重ねて結婚をすること。」である。以下、これについて説明する。

②民法条文

民法は「配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない」（民法 732 条）とし、重婚を不適法な婚姻として取り消しうるものとする（民法 744 条）。

本条の立法趣旨は一夫一婦制であり、実質上の一夫一婦制をも志向するものとされるが、本条の「重婚」は法律婚が重複して成立する場合に限られる。法律上の婚姻と事実婚（内縁）の重複は本条で禁止される重婚ではない（重婚的内縁）。

日本では届出による法律婚主義がとられ（民法 739 条）、配偶者のある者が重ねて婚姻の届出をし、戸籍事務処理上の過誤を生じて受理された場合など極めて例外的に生じるにすぎない。

重婚が生じる場合として以下の例が挙げられている。

- 戸籍事務上の過誤により二重に届出が受理された場合
- 後婚の成立後に前婚の離婚が無効あるいは取り消された場合
- 失踪宣告を受けた者の配偶者が再婚した後に失踪宣告が取り消された場合
- 認定死亡あるいは戦死公報による婚姻解消ののち残存配偶者が再婚した後に前の配偶者が生還した場合
- 失踪宣告を受けた者が実は生存していて他所で婚姻した後に失踪宣告が取り消された場合
- 内地と外地とでそれぞれ婚姻した場合

重婚状態になった場合、通説によれば後婚については取消原因（民法 732 条・民法 744 条）を生じ、前婚については離婚原因（民法 770 条）の成立が問題となる。

なお、当事者が悪意の場合（婚姻する相手方が配偶者のある者であることを知っていた場合）には、刑法上の故意が認められ後述の重婚罪を構成し処罰されることになる。

重婚禁止の民法規定は 1898 年（明治 31 年）に導入されたものである。

③刑法条文

配偶者のある者が重ねて婚姻したときは刑法上の重婚罪を構成する（刑法 184 条前段）。本罪の保護法益は一夫一婦制であり、民法上の重婚の禁止を刑法において担保するものとされる。重婚罪の法定刑は 2 年以下の懲役である（刑法 184 条前段）。

本罪の主体は配偶者のある者及び相手方となって婚姻した者である（刑法 184 条）。「配偶者のある者」は法律上の婚姻関係（法律婚）のある者に限られる（通説）。事実上の婚姻をも含むとすれば処罰範囲が曖昧になるためである。また、本罪は故意犯（刑法 38 条 1 項前段参照）であるから、法律婚の重複が例外的に生ずるようなケースにおいても、通常は故意が阻却され重婚罪は成立しない（上記民法の配偶者失踪の事例など）。

相手方となって婚姻した者も同様に処罰されるが（刑法 184 条後段）、故意犯である以上（刑法 38 条 1 項前段参照）、配偶者のある者であることを知りつつ婚姻したことを要する。なお、重婚の相手方については配偶者のある者である必要はない。

本罪の行為は重ねて婚姻することであるが、法律婚の重複に限られるため、重婚罪が成立するのは極めて例外的なケースに限定される。

事例として取り上げられるものに、「現在の婚姻関係を虚偽の離婚届により解消し、独身となった後に別の相手との婚姻届を提出する」というものがある。虚偽の届け出によるものであるから、離婚届は無効であり婚姻関係は継続しており、その状態で別の婚姻関係が成立すれば重婚罪が構成される（名古屋高判 36 年 11 月 8 日高刑集 14 卷 8 号 563 頁）。

④重婚罪について

・重婚罪？

ある人が妻又は夫以外の異性と結婚をしたとします。このようなことは許されないと、人は考えるでしょう。実際、重婚は禁止されています。

刑法では、配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは 2 年以下の懲役が科されることになっています。ただ、この場合「婚姻」とは婚姻届を出して戸籍に記載されたもの、つまり法律上の婚姻をいうと解されています。そうすると、民法では配偶者のある者は重ねて婚姻をすることができないとしているので、できないことを犯罪として罰することにしているという変な話になります。

では、どうしたら重婚罪になるのでしょうか。刑法の教科書等では、離婚届を偽造して離婚したとき（前の婚姻は、戸籍の記載上は離婚になっていても、法的には有効なものとして残っている）とか、戸

籍係が誤って婚姻届を受理したような場合など、ごく例外的にしかこの罪は成立しないと説明しています。資料が古いのですが、昭和51年から60年の間では、年間5件前後が検挙されているに過ぎません。

なぜ、このような規定があるのでしょうか。妻子ある男性が妻以外の女性と暮らしていても、婚姻届を出して法律上の婚姻になっているのでなければ、このような夫婦関係、家庭生活を破壊する行為が罪にはならない。また、婚姻届を出さなければ何人の異性と結婚生活を営もうとも重婚罪にはならないのです。となると、この規定は何のためにあるのでしょうか。一般に、重婚罪は夫婦関係や家庭を保護することは直接の目的ではなく、それよりも「一夫一婦制」という婚姻についての法制度を保護することが目的であるといわれています。だから、事実上異性とどのような関係を持つとも、法律上の婚姻を一つだけにしておかなければ、刑法の重婚罪に問われることはないのです。

法制審議会の刑法改正作業でも、この規定は検討課題になっていましたが、昭和49年の『改正刑法草案』ではこの規定を残すこととしています。「重婚の例としては、偽造の離婚届を提出したうえで新たな婚姻をする場合、外国に居住する者が領事への届出によって婚姻をする場合等があること、発生件数が少ないとしても、婚姻制度を乱す行為に対しては適正な規律維持の必要があることから、現行法の行き方を維持することとされた。」（『改正刑法草案説明書』）ということです。刑法学者の間では、重婚罪が成立する場合はほとんどないのであるから無意味であるということのほかに、形式的に婚姻制度を保護するために刑罰を設ける必要があるのか疑問だという点からも重婚罪の必要性を疑問視する見解が少なくありません。また、事実上の重婚まで罰しようとするれば、刑法が男女の関係という個人の私生活にどこまで立ち入ることが許されるかという問題があるでしょう。

重婚罪は、「一夫一婦制」という文明社会の倫理を建前において保護しようとしているのに過ぎないのかもしれませんが。ただ、道義的建前の宣言という面が、明治期の立法である刑法にはあるのでしょうか。重婚罪は、刑法の歴史的一面を残す刑罰規定なのかもしれません。

（山本美樹／「立法と調査」NO.194・1996年7月）参議院法制局（2015年9月21日アクセス）

⑤海外において

イスラム圏などでは重婚（一夫多妻制）が許されている国家もあり、イスラーム法の制度により夫1人につき最大4人の妻を持つことができるが、「妻子を養う収入がなければ認めない」「妻は対等に扱わなければならない」などの条件が課される。南アフリカの大統領ジェイコブ・ズマは「一夫多妻の慣習がある部族に限り一夫多妻は合法」との国法により三人の妻を持っている。（コトバンクより）

Ⅲ 論点

現代において近親相姦を繰り返すと劣性遺伝子の関係で障害を持って子どもが生まれる可能性があります。

そこで未来の世界を仮定します。そこでは医学が進歩して近親婚による劣性遺伝子が原因での障害、早死にのリスクがなくなりました。

そんな世界において両性の合意に基づき婚姻を望む 3 親等内に該当する男女の婚姻を認めるべきでしょうか？

Ⅳ 参考文献

■ ウェブサイト

・コトバンク

<https://kotobank.jp/word/%E8%BF%91%E8%A6%AA%E5%A9%9A-54250>

・コトバンク

<https://kotobank.jp/word/%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%82%A4%E3%82%B3%E3%83%96+%E3%82%BA%E3%83%9E-1682812>

・サザエさんで見る家族法

<http://aimon.s6.xrea.com/min/kazoku01.html>

・AFPBB News

<http://www.afpbb.com/articles/-/2364637?pid=2738103>

・YUCASEE MEDIA(ゆかしメディア)

<http://media.yucasee.jp/posts/index/2990>

・近親相姦

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%BF%91%E8%A6%AA%E7%9B%B8%E5%A7%A6>

・近親交配

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%BF%91%E8%A6%AA%E4%BA%A4%E9%85%8D>

・中京法学41巻1、2号(2006年) 長尾英彦『社会保障給付と近親婚関係』

<http://www.chukyo->

[u.ac.jp/educate/law/academic/hougaku/data/41/1=2/nagao.pdf#search='%E8%BF%91%E8%A6%AA%E5%A9%9A+%E7%A6%81%E6%AD%A2+%E7%90%86%E7%94%B1'](http://www.chukyo-u.ac.jp/educate/law/academic/hougaku/data/41/1=2/nagao.pdf#search='%E8%BF%91%E8%A6%AA%E5%A9%9A+%E7%A6%81%E6%AD%A2+%E7%90%86%E7%94%B1')

・最高裁判決 平成 17(行ヒ)354 遺族厚生年金不支給処分取消請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070308164237.pdf>

・棚村政行(2005年)。“遺族厚生年金受給権と近親婚的内縁の効力”(PDF)。早稲田法学(早稲田大学)80(4): 21-67. ISSN 0389-0546. NAID 120001941628. Retrieved 2011-08-09.

http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/29489/1/Hogaku_80_04_002_TANAMURA.pdf

・山本美樹／「立法と調査」NO.194・1996年7月)

・参議院法制局

<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column008.htm>

・北海道大学

[http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/16153/1/24\(3\)_p1-23.pdf](http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/16153/1/24(3)_p1-23.pdf)

・全国遺族年金相談センター

<http://www.nenkin-izoku.com/jyuukon-nenkin/>

以上(2015年9月21日アクセス)

・同性婚の次は近親婚?ドイツ政府の倫理委員会が兄妹婚の合法化に賛成

<http://irorio.jp/sophokles/20150710/244676/>

・Birmingham father and daughter sentenced for incest

<http://www.bbc.com/news/uk-england-birmingham-14403980>

(2015年9月22日アクセス)

http://tocana.jp/2014/10/post_5048_entry.html

<http://www.geocities.jp/rekiroken/risa-t/mujeres/mujeres2.htm>

■書籍

・原田武、人文書院 2001年『インセスト幻想-人類最後のタブー』

.